

新教育大綱案の内容（抜粋）

第1章 教育大綱の改定について（案）

3 改定にあたっての考え方と構成

（中略）

この教育大綱は、本町がめざすこれからの教育の基本的な理念と取組方針を改めて定めるものであり、子どもをはじめとするすべての世代の住民が夢の実現を実感できる「河合愛 AI 構想」とともに、本町の教育行政を推進する柱として多様な施策を展開します。

第2章 河合町がめざすこれからの教育について

1 これからの教育に求められるもの

（中略）

今後は「地球上の誰一人取り残さない」とするSDGsの理念を町民と共有し、学校を地域コミュニティの核とした連携・協働体制を構築する中で、あらゆる機会に町民が協働する取組みを進め、町民の誰もが自分らしい生き方を実現できるよう、安心・安全が確保された中で生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりが重要です。さらに、幼児から高齢者まで性別や年齢を問わず、住民がスポーツ・文化・芸術の分野を幅広く主体的に学び続けるためには、義務教育を終えるまでに身に付けた知識や技能を基本としながらも、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得が可能となる取組が求められています。

このように、これからは地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を生み出すという視点が教育を進める上での重要なポイントとなっています。

2 河合町がめざす教育

本町においては、政策の最上位構想として「河合愛 AI 構想」をかかげ、構想の基本理念である「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」づくりの実現を目指しています。

（中略）

河合町の教育は、産前から義務教育を終えるまでの「1プラス15か年教育」と「人生100年時代を見据えた生涯学習」の充実を図るため、「学び愛」を通じて『教』え、幼児には「夢やあこがれ」を、児童生徒には「志と希望」を、大人には「やりがいや生きがい」を『育』むことで、学ぶきっかけと生涯にわたって学び続ける意欲を育むことができるものとなることを目指します。

第3章 教育の取組方針

2 社会教育の取組方針

町民一人ひとりが、自分にあった学習を選び、年齢に関係なく楽しく学びながら、いきいきとした毎日を送るきっかけをつかむ。また、多くの人々との対話と協調を通して、心豊かな人間性を培うことを目的とし、積極的に社会的活動ができるような学習の場の整備を図っていく必要があります。さらに生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から学校や地域の実態に応じて、地域文化施設などの活用、スポーツ関係団

体及び芸術文化関係団体等の各種団体との連携を図り、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ・芸術文化活動のための環境整備を推進しなければいけません。町民が健康で心豊かに暮らせる町の実現に向け、生涯学習、文化芸術、スポーツ、図書館の各分野が連携、協力しながら、以下の方針に基づき取組を進めます。

① 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

- ・町民大学を開講し、子育て支援の講座など社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表や活用機会の充実を図ります。
- ・学校の教育活動の支援や登下校時の見守り活動を大宇・自治会、PTA 等のボランティアの協力を得て、子どもたちの安全、青少年の健全育成に努めます。
- ・大学・企業・その他社会教育機関などの関係機関と連携した人権学習、防犯教室、親子体験教室等、学習機会の提供を図り世代交流や次世代育成に繋がります。

② 文化・芸術の振興と充実

- ・施設や環境整備に努めるとともに、より効率的な施設運営をめざします。
- ・文化・芸術活動の発表機会の充実や町民大学との連携を深めたイベントを実施します。

③ 生涯スポーツの推進

- ・生涯を通じてスポーツに親しみ、心と体の健康づくりを推進し、潤いと活力のある生活を実現するため、未就学期からシニア世代の方々まで体力や年齢、興味、目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできる生涯スポーツの普及に努めます。
- ・町スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、町民が楽しみながら参加できるスポーツ大会や各種教室を実施し、世代間交流と地域振興を図り、スポーツを通じて「ふるさと河合」意識の醸成と町の活性化を目指します。
- ・学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体及び芸術団体等との連携を図るとともに、部活動環境の充実の観点から地域人材による部活動指導者の積極的な活用を図り、学校と地域との持続可能な協働活動を推進します。
- ・町スポーツ施設や設備の適正な維持・管理に努め、安心して利用することができる環境を充実します。

④ 図書館事業の拡充

- ・町民が生涯をとおして読書を楽しめるよう各分野の図書を配置し、特に児童書、育児書等、子育て支援となる図書の充実を図り、快適に図書館を利用できるようさまざまな取組を推進します。
- ・生涯学習の拠点として、大人から子どもまで気軽に参加できる、魅力ある内容の催しを各種開催します。
- ・学校図書室との連携を図ります。

⑤ 文化財の保存と活用

- ・地域の文化財を生みだした郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため、価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進め郷土愛を育みます。
- ・文化財保護意識醸成のための普及活動の充実に努めます。